（謄本、抄本の送付）

**第三十六条**　検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

一　裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合　当該裁判書又は当該調書の謄本又は抄本

二　裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合　当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定により送付した抄本又は裁判書若しくは調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたものが第五十七条第二項から第五項までの規定による判決書若しくは調書判決（第二百十九条第一項に規定する調書判決をいう。以下この条から第百七十八条の十第三項までにおいて同じ。）の抄本又は当該判決書若しくは当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもので拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は調書判決の抄本又は当該判決書若しくは当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもので罪となるべき事実を記載し、若しくは記録したものを検察官に追送しなければならない。

（証人等の尋問調書）

**第三十八条**　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問については、調書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を作らなければならない。

2　調書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　［略］

二　法第百五十七条第四項の規定により尋問したこと。

三　法第百五十七条第五項の規定により弁護人が在席したこと。

四　法第三百十六条の三十四第五項の規定により手続をしたこと。

五～十　［略］

十一　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録したこと。

十二　［略］

十三　［略］

3　調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した電磁的記録を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、裁判所書記官が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを供述者に読み聞かせ、又は供述者に閲覧させて、その記載又は記録が相違ないかどうかを問わなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

4　供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を調書に記載し、又は記録しなければならない。

（謄本、抄本の送付）

**第三十六条**　検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

［新設］

2　前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものを検察官に追送しなければならない。

（証人等の尋問調書）

**第三十八条**　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問については、調書を作らなければならない。

2　調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二～七　［同上］

八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

九　［同上］

十　［同上］

3　調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

［新設］

4　供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を調書に記載しなければならない。